

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の定年等に関する条例

令和5年2月24日条例第2号

盛岡・紫波地区環境施設組合職員の定年等に関する条例（昭和59年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項、第22条の5第2項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年等）

第2条 職員の定年等については、職員の定年等に関する条例（昭和59年矢巾町条例第4号。次条第2項において「矢巾町条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

（定年前再任用短期間勤務職員の任用）

第3条 管理者は、盛岡・紫波地区環境施設組合規約（昭和43年岩手県指令地第1083号）第2条に規定する関係市町の年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、矢巾町条例第12条ただし書の規定を準用する。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（盛岡・紫波地区環境施設組合職員の再任用に関する条例の廃止）

2 盛岡・紫波地区環境施設組合職員の再任用に関する条例（平成14年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第1号）は、廃止する。